



12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	既設制度・関連制度に 係る関係機関(設置の 番号・名称)	求る措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	国策主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置 の内容」の 見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	国策主体からの再意見	プロジェクト名	国策主体名	都道府県	制度の所管・関係 府庁	国策主体からの再意見
120100	土地活用促進事業における取組地域外の土地活用に関する再検討について		土地活用促進事業の取組地域、取組地域外の土地について取組地域外で行うための取組地域外への土地活用に関する再検討について	国土交通省国土政策局第666室(現)	取組地域外への土地活用に関する再検討について	取組地域外への土地活用に関する再検討について	C	取組地域外への土地活用に関する再検討について	取組地域外への土地活用に関する再検討について	取組地域外への土地活用に関する再検討について	取組地域外への土地活用に関する再検討について			取組地域外への土地活用に関する再検討について	取組地域外への土地活用に関する再検討について	取組地域外への土地活用に関する再検討について		国土交通省	国土交通省	国土交通省	取組地域外への土地活用に関する再検討について
120101	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について		高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について	国土交通省国土政策局第666室(現)	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について	C	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について			高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について		国土交通省	国土交通省	国土交通省	高規格堤防の防災・防災・防災に関する再検討について
120102	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について		120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について	国土交通省国土政策局第666室(現)	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について	A	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について			120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について		国土交通省	国土交通省	国土交通省	120102(12)重要物流拠点を活用した物流・物流・物流に関する再検討について
120103	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について		普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について	国土交通省国土政策局第666室(現)	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について	E	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について			普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について		国土交通省	国土交通省	国土交通省	普通河川等保全条例における土木工事に関する取組地域外の土地活用に関する再検討について
120104	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について		一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について	国土交通省国土政策局第666室(現)	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について	D	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について			一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について		国土交通省	国土交通省	国土交通省	一般河川石川の中・下流河川等の河川整備に関する再検討について
120105	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について		公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について	国土交通省国土政策局第666室(現)	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について		公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について			公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について		国土交通省	国土交通省	国土交通省	公営住宅の特入受給者の取組地域外の土地活用に関する再検討について
120106	かんがい用水の活用に関する再検討について		かんがい用水の活用に関する再検討について	国土交通省国土政策局第666室(現)	かんがい用水の活用に関する再検討について	かんがい用水の活用に関する再検討について	C	かんがい用水の活用に関する再検討について	かんがい用水の活用に関する再検討について	かんがい用水の活用に関する再検討について	かんがい用水の活用に関する再検討について			かんがい用水の活用に関する再検討について	かんがい用水の活用に関する再検討について	かんがい用水の活用に関する再検討について		国土交通省	国土交通省	国土交通省	かんがい用水の活用に関する再検討について

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	既設制度・関連制度に属する特例措置の名称・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	国主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	国主体からの再意見	プロジェクト名	国土交通省の管理番号	提案主体名	都道府県名	制度の所管・関係府庁	
1220170	工業専用地域における用途地域の編成措置	建築基準法第48条、別表第2、都市計画法第34条第12号の5	工業専用地域内であっても、特定行政庁より許可等により、カブレラストンの用途を認める。		<p>【提案内容】</p> <p>旭峰島地域(国道43号沿線)において、運用再生プロジェクト整備計画に基づき、カブレラストンの用途を認めることとする。旭峰島地域(国道43号沿線)は、建築基準法第48条第12号第5号(カブレラストン)の用途を認めることとする。</p> <p>【理由】</p> <p>旭峰島地域の運用を促したカブレラストンのある等については、その観点とカブレラストン入付などの施設設置を促している。旭峰島地域は工業専用地域となっており、用途地域の自由には大きな制限がある。そこで、運用再生プロジェクトの目的とする工業専用地域にカブレラストンに関する用途規制については、その適用を除外する特例を提案する。</p>	旭峰島地域の運用を促したカブレラストン入付などの施設設置を促している。旭峰島地域は工業専用地域となっており、用途地域の自由には大きな制限がある。そこで、運用再生プロジェクトの目的とする工業専用地域にカブレラストンに関する用途規制については、その適用を除外する特例を提案する。	D	旭峰島地域の運用を促したカブレラストン入付などの施設設置を促している。旭峰島地域は工業専用地域となっており、用途地域の自由には大きな制限がある。そこで、運用再生プロジェクトの目的とする工業専用地域にカブレラストンに関する用途規制については、その適用を除外する特例を提案する。	旭峰島地域の運用を促したカブレラストン入付などの施設設置を促している。旭峰島地域は工業専用地域となっており、用途地域の自由には大きな制限がある。そこで、運用再生プロジェクトの目的とする工業専用地域にカブレラストンに関する用途規制については、その適用を除外する特例を提案する。					旭峰島地域の運用を促したカブレラストン入付などの施設設置を促している。旭峰島地域は工業専用地域となっており、用途地域の自由には大きな制限がある。そこで、運用再生プロジェクトの目的とする工業専用地域にカブレラストンに関する用途規制については、その適用を除外する特例を提案する。		旭峰島地域の運用を促したカブレラストン入付などの施設設置を促している。旭峰島地域は工業専用地域となっており、用途地域の自由には大きな制限がある。そこで、運用再生プロジェクトの目的とする工業専用地域にカブレラストンに関する用途規制については、その適用を除外する特例を提案する。			兵庫県	兵庫県	国土交通省	
1220180	高齢者専用賃貸住宅制度における高齢者入居の促進	高齢者専用賃貸住宅制度第4条第5号、第5条	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条		<p>【高齢者専用賃貸住宅(100名収容)の必要性】</p> <p>旭峰島地域は現在も高齢者の人口増加が著しく、高齢者専用賃貸住宅(100名収容)の必要性が強く感じられている。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。</p>	旭峰島地域は現在も高齢者の人口増加が著しく、高齢者専用賃貸住宅(100名収容)の必要性が強く感じられている。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。	C	旭峰島地域は現在も高齢者の人口増加が著しく、高齢者専用賃貸住宅(100名収容)の必要性が強く感じられている。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。					旭峰島地域は現在も高齢者の人口増加が著しく、高齢者専用賃貸住宅(100名収容)の必要性が強く感じられている。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。		旭峰島地域は現在も高齢者の人口増加が著しく、高齢者専用賃貸住宅(100名収容)の必要性が強く感じられている。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。旭峰島地域は、高齢者専用賃貸住宅の不足が深刻である。			筑前市、熊本県、土佐市	2	社会福祉法人、高齢者福祉協会	福岡県	民生院、国土交通省
1220190	市街化調整区域内の用途地域の拡大	都市計画法第34条			<p>【市街化調整区域内の用途地域の拡大】</p> <p>旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。</p>	旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。	D	旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。					旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。		旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。旭峰島地域は、市街化調整区域内にあり、用途地域の拡大が求められている。			青柳市	4	東京都	国土交通省	
1220200	河川管理区域の土壌汚染対策	河川法第24条、河川法第26条			<p>【河川管理区域の土壌汚染対策】</p> <p>旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。</p>	旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。	C	旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。					旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。		旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。旭峰島地域は、河川管理区域内にあり、土壌汚染対策が求められている。			後援者(河川管理)関係者	1	NPO等(河川管理)	茨城県	国土交通省